越谷町広報

発行所
埼玉県南埼玉郡
越谷町役場企画室
電話越谷42,517,519.522番

三月

日	月	火	水	木	金	土
…	…	…	…	…	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	㉑	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	…	…	…	…	…	…

行事…
一日…春の火災予防運動（二月廿八日―三月十三日）国土緑化運動（五月まで）固定資産税台帳縦覧（廿日まで各地区）
三日　桃の節句
六日　皇后誕生日
七日　第八回消防記念日
十五日　所得税確定申告、第三期納税、昭和卅二年青色申告の申請いずれも締切日
十八日　彼岸入り

東中學校第一期工事 ここに完成
統合中学への第一歩

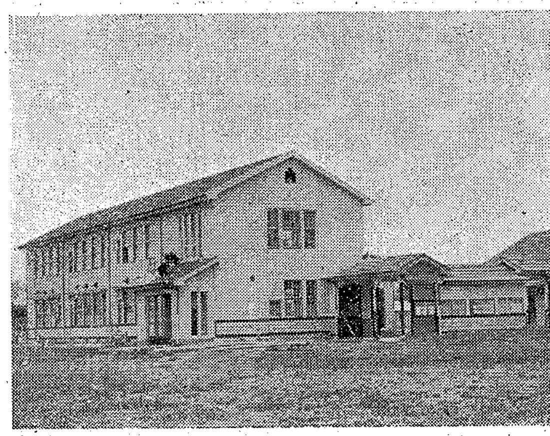

東中学校第一期工事は、昨秋10月２日起工以来、その工事を進めておりましたが、去る26日、町長はじめ本建築関係者立合いの上竣功検査を行い、ここにめでたく完成、中学統合への第一歩として荒川河畔にその偉容をほこることになりました

この中学統合は合併前から増林大相模両地区の懸案であり、越谷町合併を契機とし、新町建設の歴史的事業として進められたものだけに、今後東中学校に寄せられる関心は大きいものがあると存じます、今回の第一期工事は既報の通り、管理室百五坪と普通教室二階建二一一坪の計三一六坪であり、工費九百卅八万円をもつて完成をみたものでそのほか附帯工事として、井戸工事九万四千五百廿円、水道配管工事廿二万四千六百六十円、電気工事卅三万円、校舎敷地盛土並に運搬六十五万円等の費用がかかりました、なお第二期工事も新年度予算にその工事費が計上され着工される予定になつております

越谷病院第二次改革
水増請求問題に終止符

昭和廿九年度新越谷町発足と同時に、旧桜井、新方、大袋三ヵ村の組合立東武病院（今の越谷病院）を吸収、引き続き新町で経営することになつたが、当時投書等により経営内容に遺憾な点があることを察知したので、昭和卅年になつて人事の異動を決行するなど、第一次の改革を行つてきましたが、さらに昨年の七月頃からカルテ（診断録）と請求書に相違があるなど、医療内容にも不当なものがあることが発見され、その後約半年間にわたつて県の国民健康保険課福祉課、保険課の手で厳重な監査が行われた結果、最近になつて左記のような水増請求が国に対して行われていたことが判明しました、因みに患者に対しては水増請求を行つた事実は一つも見出されなかつたわけです

▽生活保護関係　六九、八九七円
▽社会保険関係　約一九〇、〇〇〇円

なお、病院会計は一般会計とは独立していて、国に対する診療報酬は直接病院から請求され、国の定めた規税により町長の決済を経ないことになつています

町の取つた善後処置

〇＝県当局の指導により、昨年十月以降は、正確を期し再び如上のようなことのないように粛正しました

〇＝一月上旬、新院長に中道博士を迎え、医療の厳正を期すると共に、再びこのような不正が行われることのないような態勢をつくるために、事務長を更迭して、新たに会田確衞氏をこれにあてました、また旧院長高橋敬夫氏については私服を肥やした事実は全くなく、赤字になつてはという心配からこの挙に出たことが明らかなので、穏便な処置で望むことになり依願退職の措置をとりました

〇＝二月十六日、この件について監査委員会を招集、委細報告の結果「町議会と円満に協議して善処されたい」との意見を得ました

〇＝二月廿三日、議員全員を会員とする越谷町議会八日会の臨時会を開いてもらい、会長横田議長より本件に関する報告を行ない続いて厚生課長より更に事情を聴取、最後に大塚町長より「町政の最高責任者として本件の発生はきわめて遺憾である、深く陳謝申しあげると共に、これが善後処置について今後も全力を傾倒する」旨発言があり、全員これを了としました

〇＝水増請求によつて国から支払われた超過分については病院から返還することになりますが、不可能なときは一般会計から繰入れしても県の指示があり次第返還すること、及び越谷町に対して水増請求された額約十二万円についても同じふところであるところから、これをそのままとすること等を同日の八日会でこれまた了承を得ました

以上、本問題の経緯と善後処置につき御報告申し上げましたが町政をあづかる最高責任者として町長はじめ関係者一同恐縮しておりますが、今後再びこのようなことを繰り返さないよう万全を期しておりますので町民各位の温い御理解を願うと共に、改革後の病院についてもさらにひきつづき御愛顧のほどを切望します

固定資産課税台帳の縦覧
三月十日より同三十日まで

ことしも固定資産課税台帳の縦覧時期が参りました、ところで毎年地方税法の定めによりこの縦覧をいたすわけでありますが固定資産の評価額については、増改築や、地目の変換、分筆、合筆などが行われない限り今年の土地、家屋に対する評価額は昨年の評価がそのまま据置になつております、したがつて新築または増改築された家屋や、地目の変換、分筆、合筆のあつた土地に対しては、一月一日現在で新評価してありますので、この際新評価額を縦覧していただきます、若し縦覧して異議のあるお方は町の固定資産評価審査委員会に対し、異議の審査請求をする事が出来ます、課税台帳の縦覧は三月十日から卅日までの廿日間本庁税務課で行いますから、この期間をお忘れなく、縦覧をお願いいたします

引揚者用住宅貸付 ただいま受付中

既報の通り引揚者用住宅三戸につきましては、この度町会議員を会員とする八日会において「貸付」することになりましたので、希望者は厚生課へ申し込みの上くわしいことをお聴き下さい
ただ海外からの引揚者で本町に住んでおる者に限るということは前と同じです（厚生課）

31年度越谷町の人口動態

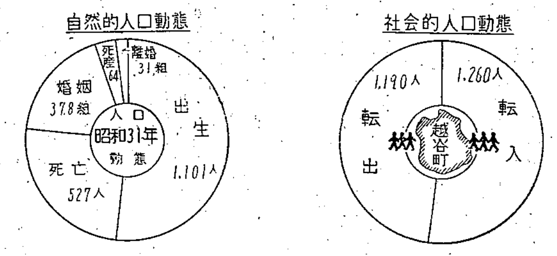

昭和三二、一（統計課調）

出生1,101人に対し死亡527人であり、従つて自然増加は574人であります、１日当りの平均出生児は３人であり、死亡は1.4人である、従つて自然増加は1.6人となります

（注）自然的人口動態と社会的人口動態を見れば越谷町の増加人口は自然的では574人、社会的では70人であり、従つて31年の増加人口は644人であります

(1)昭和31年の人口移動は転入1260人に対し転出1190人であり、従つて社会的人口増加は70人であります、これらの移動は4月より7月までが最も多く1500人の転入転出が見られました　(2)人口増加の関係は主に住宅が出来た越ケ谷地区、蒲生地区、大沢地区に見られます　(3)転入　転入は県内から561人県外から699人であり、県外は東京、千葉、栃木などに多い　(4)転出　転出は県内へ494人県外へ696人であり県外への転出が多い

31年産米補正状況

さきに本町に対し二千八百石の補正がありましたが、この補正は二千百四十七戸の農家に行われたもので、各地区別補正は次に掲げるとおりであります、補正によつて生じた調整米（改訂予約数量オーバ米）は次のように行われました、増林地区の二四石は新方地区へ、大沢地区の十八石と越ケ谷地区の四斗はそれぞれ出羽地区へ回され調整されました（産業係）

昭和31年産予約未補正状況調査表（単位石）

地区名	対象農家数戸	同右予約数量	減額補正量	改訂予約数量
出羽	221	3,366.1	248.1	3,118.0
荻島	288	4,140.0	438.6	3,701.4
大袋	237	2,999.2	288.0	2,711.2
桜井	165	1,639.5	204.7	1,434,8
新方	241	2,961.4	281.2	2,680.2
増林	64	624.8	92.4	532.4
大沢	66	627.6	47.5	580.1
越ケ谷	32	197.8	29.0	168.8
蒲生	300	3,244.1	336.9	2,907.2
大相模	374	4,705.7	625.0	4,080.7
川柳	159	1,987.2	208.6	1,728.6
	2,147	26,443.4	2,800.0	23,643.4

平方で弾丸暗渠工事

桜井地区東前耕地関係農家（七戸）では、毎年湿田でなやんでおる現状を改良しようと相計り、このほど町に援助方をねがつて弾丸暗渠工事を実施することになりました、この改良工事面積は約九反歩で、総工費約三万円（うち町補助約九千円）をもつて行われるもので、去る十九日から建設課指導のもと関係農家が出動して三日にわたり工事を行いました、この改良工事によつていままでの湿田が乾田化され、米の増収と二毛作がはかれるという一石二鳥の効果が得られることになるわけです
（写真は弾丸暗渠工事）

× × ×

あちら こちら

PTAが後援学校施設充実に相撲

越ケ谷中学校PTAでは学校施設充実に相撲を行うことに決め、町内山崎組の主催でPTAが後援、高砂部屋力士百余人を迎えて去る十五日午前八時から午後三時卅分まで越中校庭で上は大関松登、関脇朝汐をはじめ、下は十両、幕下に及ぶ取組が観衆五百余名の喝采をあびて次から次へと行われました、終始PTAが奉仕的活動をし、これによつて得た二万四千二百余円を学校に寄附しました（越中PTAより）写真はその相撲

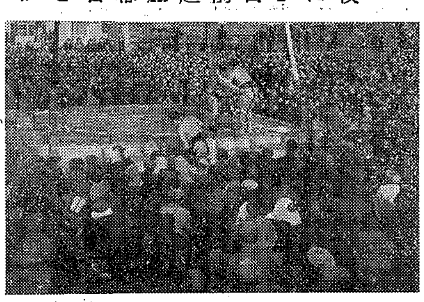

婦人学級開かる

当町荻島地区婦人会では農繁期を除き毎月一回婦人学級を開講して婦人の教養向上につとめておりますが、去る廿日午後一時から公民館に「子供のしつけ」と題し県教育局埼葛出張所の樋口先生を講師に講演会が行われました、会場には御婦人方八十人が熱心に受講しメモしておる姿はたのもしい限りでした（荻島広報連絡員より）

広報サロン

厚生館入所生募集

身体障害者を収容し、社会人として、職業人としての更生をはかる厚生館では第十一期入所生を次により募集しております、入所についてのくわしいことは役場厚生課または直接春日部福祉事務所へお問合せ下さい（厚生課）
▽募集科目及び人員＝洋裁、洋服、事務筆耕、時計修理の各部……若干名
▽募集締切期日＝三月十五日

増林で成人学級開く

増林地区婦人会並びに小、中PTA共催による成人学級は去る十五日午後一時から公民館において、元県教育委員長の持田先生を講師に迎え開かれました、婦人、青年、PTA関係者等多数が受講しました（増林広報連絡員より）

恩給業務等の相談会開く

蒲生地区軍人恩給権擁護連盟遺族会が共催で、去る廿七日午前九時より午後四時まで、蒲生公民館に軍人恩給既得権者及び戦歿者に対する、遺族援護法による年金、弔慰金、恩給法による公務扶助料、未裁定者に対する恩給業務等の相談会を開き、地区住民から非常に喜ばれています（蒲生支所広報連絡員）

広報板

卅一年生れのお子さんに定期種痘実施

毎年予防接種法にもとづいて定期的に行われる種痘を本年は次により実施いたします、該当者はもれなく種痘をうけられますよう、ここにお知らせいたします

▽該当者

1、第一期＝昭和卅一年一月から十二月までの間に出生の乳幼児全部と前年の種痘を延期した者

2、第二期＝本年小学校へ入学する児童一、二一四人

3、第三期＝本年小学校を卒業する児童九九五人

▽日程及び時刻と場所

1、第一期該当児

種痘月日	検診月日	場所
3月12日	同19日	蒲生公民館
同13日	同20日	川柳智泉院
同14日	同20日	出羽診療所
同15日	同22日	大相模公民館
同19日	同26日	荻島 〃
同20日	同27日	増林 〃
同22日	同29日	大袋支所
同26日	4月2日	新方 〃
同27日	同3日	桜井 〃
同28日	同4日	大沢小学校
同29日	同5日	越ケ谷 〃

(時刻はいずれも午後一時～三時)

2、第二期、第三期各該当児は各学校毎に実施いたします

▽種痘心得

(1)熱のある者、皮膚病のある者などは延期します

(2)実施当日は入浴しないことと前の日には必ず入浴して、なるべく清潔な肌着を着用すること

(3)種痘後三日～五日位で発熱しますが、高熱のある間は入浴を見合せること、熱の出ることは心配にならないが、風邪を引かないようにすること

(4)痘ほうが固まるまでは、入浴の際などにつぶさないように気をつけること「カサブタ」になつて自然に落ちるまでそつとしておくこと

(5)検診は七日目に実施いたします、陰性者は検診日に再種痘いたします、種痘日に欠席した者は検診日においで下さい、また前年延期した赤ちやんも必ず受けて下さい

▽費用＝一人につき十円実費として当日いただきます

児童福祉に熱意と愛情を持つ里親募集！

不遇な児童を熱意と愛情をもつて、人の子供を育てようとする里親を募集しております

里親を希望する方は、役場を経て申込書を県へ出すことになり、里親として認められた場合は、登録簿に記載され、登録通知があります

登録後、児童委託がなされ、里親の希望により委託費が年令に応じ支給されます(平均月額三、〇〇〇円程度)なお詳細は係に問合せ下さい(厚生課)

米飯提供業者の登録替 申請は三月十五日までに

米飯提供業者の登録は、本年三月卅一日をもつて無効となります、従つて営業を継続しようとする者や、新規に営もうとする者は次により登録をしなければならない事になつています

一、申請期日 三月十二日から十五日まで

一、同場所 建設課配給係

一、手数料 九百円

一、備考 申請用紙は役場にあります、また添付書類としては一カ月の米穀取扱見込が必要です

◎注 登録の許可を受けた者は業務用、主要食糧購入通帳により、米穀を買受け、これにより営業しなければなりません、若し流通米により営業する場合は登録を取消されます(建設課配給係)

31年度確定農業所得

本町地区別標準決る

前年に比し田は減・畑は増

昭和卅一年分確定農業所得標準が、このほど春日部税務署から示され、確定申告締切日十五日めざしてその申告記載指導が去月廿七日から各支所で実施されております、前年から所得標準の作製が、石当りから反当り所得標準に改められて、今回発表された当町所得標準をみますと、前年に比し田は減じ、畑は増となつております、以下春日部税務署より示された田、畑反当所得標準をお知らせいたします

当町管内――平均所得田(一毛田一万六千余円 二毛田四千余円) 畑は約二万圓

次に示す如く当町管内平均所得標準は、田において一毛田一万六千六百三円二毛田四千百五円であり、普通畑は一万九千八百十六円となつております

一、越谷町管内平均(一毛田、二毛田、畑、陸田)所得標準(反当)

△田の部

(A) 収入

種類別	適用収量 升	単価 円	種類別収入金額 円	作付割合 %	収入金額 円
田一毛					
玄米	二三〇	九、三〇七	二一、四〇六	100	二一、四〇六
わら(〆)	一二五	一二	一、四九五	—	一、四九五
計	—	—	—	—	二二、九〇一
田二毛					
大麦	二七六	三、三八六	九、三四五	三二	二、九九〇
小麦	一七八	四、五四一	八、〇八二	四〇	三、二三三
馬鈴薯	二四三	三八	九、二三四	四	三六九
なたね	九四	七、〇九八	六、八六〇	二四	一、六四六
計		—	—	100	八、二三七

(B) 必要経費

	田一毛 円	田二毛 円
公租公課	五六四	八九
種苗代	二三六	二六一
肥料代	三、一二四	二、三四七
雇人費	四五〇	二二〇
農具費	三八二	二二一
償却費	三五三	二五〇
その他	一、一六九	七四四
計	六、二九八	四、一三二
(A)－(B) 差引所得	一六、六〇三	四、一〇五

△普通畑の部

(A) 収入

種類別	適用収量 升	単価 円	種類別収入金額 円	作付割合 %	収入金額 円
大麦	三三九	三、三八六	一一、四七八	七三	八、三六四
小麦	二二七	四、五四一	一〇、三〇八	一三	一、三三六
馬鈴薯	三五九	三八	一三、六四二	四	五〇〇
甘藷	四九五	二〇	九、九〇〇	一一	一、〇八九
陸稲	一五二	九、一六八	一三、九三五	二〇	二、七八七
わら(〆)	六〇	八	四八〇	—	九六
雑穀	一〇三	七、八四三	八、〇七八	五六	四、五二三
野菜	六七五	四三	二九、〇二五	三一	八、九九七
計	—	—	—		二七、五〇二

(B) 必要経費

	普通畑 円
公租公課	五一二
種苗代	一、一九四
肥料代	三、五四六
雇人費	二七五
農具費	四七六
償却費	四二八
その他	一、二五五
計	七、六八六
(A)－(B) 差引所得	一九、八一六

△陸田の部

収入

種類別	適用収量 升	単価 円	種類別収入金額 円	作付割合 %	収入金額 円
玄米	二三〇	九、三〇七	二一、四〇六	100	二一、四〇六
わら(〆)	一二五	一二	一、四九五	—	一、四九五
大麦	三〇四	三、三八六	一〇、二九三	九五	九、七七八
小麦	二〇三	四、五四一	九、二一八	五	四六一
計	—	—	—	100	三三、一三九

必要経費	
公租公課	五五〇円
種苗代	四七五
肥料代	五、五三八
雇人費	六八〇
農具費	六一三
償却費	六〇三
その他	三、〇一六
計	一一、四七五
差引所得	二一、六六四

＝梅ほころぶ＝

今日この頃めつきり春の日和となり、草木蘇生し躍動するときとなりました、ここ古梅園の梅も一輪二輪と咲きはじめ、越谷水郷の一名勝として色どる日も間近か、ハイク者の姿もチラホラみえ近くおとずれる観光客の気分を充分満喫してくれることでしよう大袋地区の梅といえば、古くから浄光寺境内にある古梅園で知られており、現在約十町歩の栽培面積が元荒川のほとりにあり開花時には花で埋め、その光景は見事なものです(写真は古梅園の梅)

櫻井、大袋、川柳 三地区は一本に 他の地区は等級別に計算

当町各地区別の田畑、陸田等の反当所得標準は次のようになつております、ただ一毛田のうち桜井、大袋、川柳、の三地区は一本の標準で計算されます

二、当町各地区(一毛田、二毛田、畑、陸田)反当所得標準

地区	田二毛反当所得	普通畑反当所得	陸田反当所得
桜井	四、一〇〇	二〇、七〇〇	二一、一〇〇
新方	四、一〇〇	二〇、七〇〇	
増林	四、一〇〇	二二、四〇〇	
大袋	四、一〇〇	二〇、七〇〇	
荻島	四、一〇〇	一九、八〇〇	
出羽	三、七〇〇	二一、〇〇〇	
蒲生	三、七〇〇	二五、五〇〇	
川柳	四、一〇〇	二五、五〇〇	
大相模	四、一〇〇	二三、七〇〇	
越ケ谷	四、〇〇〇	二一、六〇〇	
大沢	四、〇〇〇	二一、六〇〇	

水田反当所得標準

地区名	平均反当所得	標準区分 1	2	3	4	5
桜井	一六、一〇〇					
新方	一六、一〇〇	一六、九〇〇	一六、六〇〇	一九、三〇〇	一五、八〇〇	一五、三〇〇
増林	一五、九〇〇	一六、五〇〇	一六、〇〇〇	一五、六〇〇		
大袋	一六、〇〇〇					
荻島	一六、五〇〇	一六、七〇〇	一六、三〇〇	一五、八〇〇		
出羽	一六、五〇〇	一七、〇〇〇	一六、七〇〇	一六、二〇〇	一五、七〇〇	
蒲生	一六、三〇〇	一六、八〇〇	一六、三〇〇	一五、八〇〇		
川柳	一五、八〇〇					
大相模	一七、三〇〇	一七、五〇〇	一七、三〇〇	一六、三〇〇		
越ケ谷	一五、九〇〇	一六、八〇〇	一六、三〇〇	一五、七〇〇	一五、三〇〇	
大沢	一五、九〇〇	一六、六〇〇	一六、一〇〇	一五、六〇〇		

三、特殊畑及副業所得標率

(1)梨畑所得標準

収入金額	
収穫量	八〇〇円
単価	七九
金額	六三、二〇〇
必要経費	
公租公課	四八五
肥料代	八、二一五
雇人費	一、五七五
農具費	九三三
償却費	七一二
その他	一七、七七〇
計	二九、六九〇
差引所得	三三、五一〇
一貫当所得	四一・八八

(2)桃畑所得標準

収入金額	
収穫量	四五〇円
単価	九〇
金額	四〇、五〇〇
必要経費	
公租公課	六一〇
肥料代	四、五一六
雇人費	一、九二五
農具費	七二五
償却費	七二四
その他	九、七三一
計	一八、二三一
差引所得	二二、二六九
一貫当所得	四九・四八

(3)その他畑所得標準

	(単位)	所得額
茶畑	(反)	九、五〇〇円
桑苗	(〃)	一五、七〇〇
梅畑	(〃)	一五、〇〇〇
杏畑	(〃)	一五、〇〇〇
杉苗	(〃)	一一、三〇〇
はす	(〃)	三三、〇〇〇
西洋野菜	(〃)	一四八、〇〇〇
花卉	(〃)	二四、五〇〇
球根畑	(〃)	二五、六〇〇
温室	(坪)	二、三〇〇

(4)副業所得標準

	(単位)	所得額
乳牛仔牛(めす)	(頭)	収入金額×38%
役畜用仔牛(めす)	(〃)	(収入金額－8,200)×83%
役畜用仔牛(おす)	(〃)	(収入金額－8,200)×83%
役畜用仔馬(めす)	(〃)	(収入金額－9,400)×83%
役畜用仔馬(おす)	(〃)	(収入金額－9,400)×83%
政府買入米麦俵	(俵)	四〇円
肉食豚	(頭)	二、〇〇〇
仔豚一産当り	(〃)	一、一〇〇
緬羊	(〃)	一、一〇〇
山羊	(〃)	二、〇〇〇
叺(四号)	(枚)	二六
養鶏	(羽)	四八〇
養蜂	(群)	六八〇
わら細	(〆)	二一
むしろ(農甲)	(枚)	三二
むしろ(荷造用)	(〃)	一二

四、乳牛所得標準

飼料畑のない場合

収入金額	
乳量	二、〇〇〇円
単価	五〇
金額	一〇〇、〇〇〇
必要経費	
公租公課	二二一
飼料代	五八、五七〇
償却費	一〇、六五九
器具修繕	一、七九三
その他	六、五七〇
計	七七、八一三
差引所得金額	二二、一八七

適用方法

販売乳量 何石何斗何升
仔牛飲用乳量(めすのみ) 何斗何升
一戸当自家消費量 〃 } ×

単位当乳価 仮定所得率 一定経費
50円×67.3%－46,335円
＝一頭当所得

(注) 一頭当所得より更に共済掛金を特別控除する

五、諸控除について

以上四項にわたつて申し上げました所得標準額は、いろいろ控除される費用がほとんど差引かれて計算し、皆さんにあなたのお家は卅一年にこれだけの所得がありますとお知らせを出してあります、こうして計算された所得から更に差引される控除については確定申告指導会(別掲日程の通り)においてお申し出で下さい

六、確定申告指導会日程表

この指導会は各地区毎に納税者の皆さんに集つていただき行われるものでから、遠慮なく所得税についてお問合せの上、申告をお願いいたします

なお営業諸業は三月七日から十五日までの九日間、本庁税務課において申告指導が実施されます

▽越ケ谷三月八日本庁▽大沢同七日大沢支所▽荻島同一、二日荻島支所▽蒲生同四、五日蒲生支所▽新方同五日新方支所▽桜井同四日桜井支所▽大袋同一日大袋支所▽川柳同二日川柳出張所

職員募集

町では職員を次により募集しておりますので、希望者は企画室へお問合せ下さい

一、現在夜間大学(土木工学方面)に在学中のもの

役場人事異動

▽退職(二月十三日付)高橋敬夫(越谷病院長)▽新採用(二月十八日付)石垣昌義(厚生課)▽越谷病院勤務を命ず(二月十五日付)会田確衞(厚生課国保係)